



食品営業許可証

住 所 岩手県大船渡市立根町字細野23-3

氏 名 株式会社アトラス

(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

営業所所在地 茨城県内一円(水戸市を除く)

営業所の名称、屋号又は商号 アトラスキッキン(株式会社アトラス)

営業の種類

飲食店営業（但し、自動車営業に限る）

日保指令法第230286号

令和5年（2023年）05月30日 付けて申請のあった上記営業は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定により、次の条件を付けて許可する。

令和5年（2023年）05月30日

茨城県 日立 保健所長 井澤 智子

許可の有効期間 令和5年（2023年）05月31日 から
令和10年（2028年）07月31日 まで

その他の条件

自動車登録番号：岩手830せ615

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。